

平成30年7月6日

公益社団法人通信販売協会 事務局 御中

鍵盤楽器公正取引協議会 事務局

ピアノ規約・規則及び電子鍵盤楽器規約・規則の改正
についての周知のお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協議会の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会においては、かねてからピアノ規約・規則の改正及び電子鍵盤楽器規約・規則の改正について、検討を行ってまいりましたが、このほど、消費者庁及び公正取引委員会の認定・承認を得て、別添規約集記載のように改正いたしました。

今回の改正における実質的な変更点は、下表記載事項の項目です。

このほか、消費者庁から文章表現の全面的な再検討を求められたことから、文章表現だけを修正した点が相当あります。

この改正の実施時期は本年8月1日からです。

貴協議会の会員におかれては、ピアノや電子鍵盤楽器を取り扱われている方も相当いらっしゃると思われまふ。つきましては、そのような会員にこの改正の概要をお知らせいただければ幸いに存じます。ご多忙中恐縮ですが、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

今後とも、当協議会の活動にご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

今回の規約・規則の改正の概要

ピアノ規約 ピアノの表示に関する公正競争規約

ピアノ規則 ピアノの表示に関する公正競争規約施行規則

電子規約 電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約

電子規則 電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約施行規則

項目	改正の概要	関係条文
1 「カタログ」の定義規	HPやDVD等を利用した電子カタログによる情報提供が進んでいることに鑑み、規約のカタログにこれらのものを含む	ピアノ規約3条7項及びピアノ規則

定の改正	<p>ようにする。</p> <p>具体的には、カタログの定義規定において、「印刷物」とされているのを「もの」に改め、施行規則の定義規定(両規則第2条)を情報処理の用に供する機器によって表示されるものが含まれることを明らかにする。</p> <p>この改正により、製造業者等のHPにおける商品紹介やDVD等へ書き込んだ商品紹介についても、必要表示事項については、印刷したカタログと同様の規制を受けることとなる。</p>	2条(規約集P4) 電子規約3条6項 及び電子規則3条 (規約集P20)
2 カタログ等の作成時期等の記載方法の統一	<p>ピアノのカタログ等の作成時期については、元号で記載しなければならないこととされていたが、西暦でも記載できることとするとともに、電子鍵盤の保証期間の記載方法を含め、表現方法を統一する。</p>	ピアノ規則14条 (規約集P5) 電子規則17条及び 25条(規約集P23、 P24)
3 オープン価格商品についての二重価格表示規制の明確化	<p>初めからメーカー希望小売価格が設定されていない商品については、製造業者等が参考として販売店に示す「市場実勢価格」や「市場想定価格」を比較対照価格とした二重価格表示が禁止されていることを明確にした規定をおく。</p>	ピアノ規則34条の 2(規約集P10) 電子規則41条の2 (規約集P28)
4 最上級等を示す用語例に英語表記例の追加	<p>最上級等を意味する用語の例示には、日本語表記のものしかないが、実際には「No.1」等の英語表記が使われることも多いので、これを追加する。</p>	ピアノ規約12条及び ピアノ規則35条 の2(規約集P11) 電子規約12条及び 電子規則42条の 2(規約集P28)
5 原産国表示に関する不追加	<p>生産国以外の国に由来するブランドであることを強調したり、原産国以外の部品を使用していることを強調したりする場合には、原産国を記載しないと不当表示になることを明示することにより、実質的にこれらの場合には原産国を表示する義務を課す規定を追加する。</p>	ピアノ規則37条 (規約集P12)
6 納入期間等に関する不当表示の禁止規定の追加	<p>広告において「2日以内に納入する」というような現実にはありえない短い納入期間を示している事例や「次の土日に納入する」と表示しながら実際にはこの時期に納入しないというような問題も発生しうるので、これを規制する規定を追加する。</p>	ピアノ規約14条 11号(規約集P12) 電子規約14条14 号(規約集P31)
7 おとり広告禁止に伴い	<p>おとり広告の禁止の観点から、ピアノについては引渡しまでに14日以上、電子鍵盤楽器については引渡しまでに10</p>	ピアノ規則41条た だし書(規約集

<p>広告できない商品の範囲の緩和</p>	<p>日以上の間を必要とする商品の広告できないこととなっているが、この規定をそのまま適用すれば、受注生産品の場合や製造業者等の在庫の関係から、納入までに上記の期間以上の時間がかかる場合には、対象商品を広告等に掲載できないことになってしまう。</p> <p>このため、カタログに受注生産品である旨を記載している場合や、店頭等で製造業者等からの納入に時間がかかる商品である旨を明示している場合に限り、この制限を緩和する規定を置く。</p> <p>ただし、中古品についてはこの緩和措置が及ばないこととする。</p> <p>なお、この緩和措置を適用する場合の具体的措置については、「おとり広告となることを回避するための具体策」(規約集 P37)参照</p>	<p>P13) 電子規則第 43 条ただし書(規約集 P31)</p>
<p>8 中古品に「USED」等の表示の併記を可能とする</p>	<p>中古品について、「中古」という文言の表示義務は残すが、「USED」、「USEDPIANO」等の文言を併記できる規定を置く。</p>	<p>ピアノ規則 44 条 1 号(規約集 P14) 電子規則 47 条(規約集 P32)</p>
<p>9 再調整文言の使用基準の緩和及び再調整品についての不当表示の追加</p>	<p>現行では、販売業者が 6 か月以上の保証を付した場合でないと「再調整」を行った旨を表示できないが、製造業者等の保証がある場合でも表示できることとする。</p> <p>また、中古品について保証等に関する不当表示の禁止規定を追加する。</p>	<p>ピアノ規則 44 条 1 号及びピアノ規約 19 条 3 号(規約集 P14、P16) 電子規則 50 条及び電子規約 20 条 3 号(規約集 P33)</p>

以上